

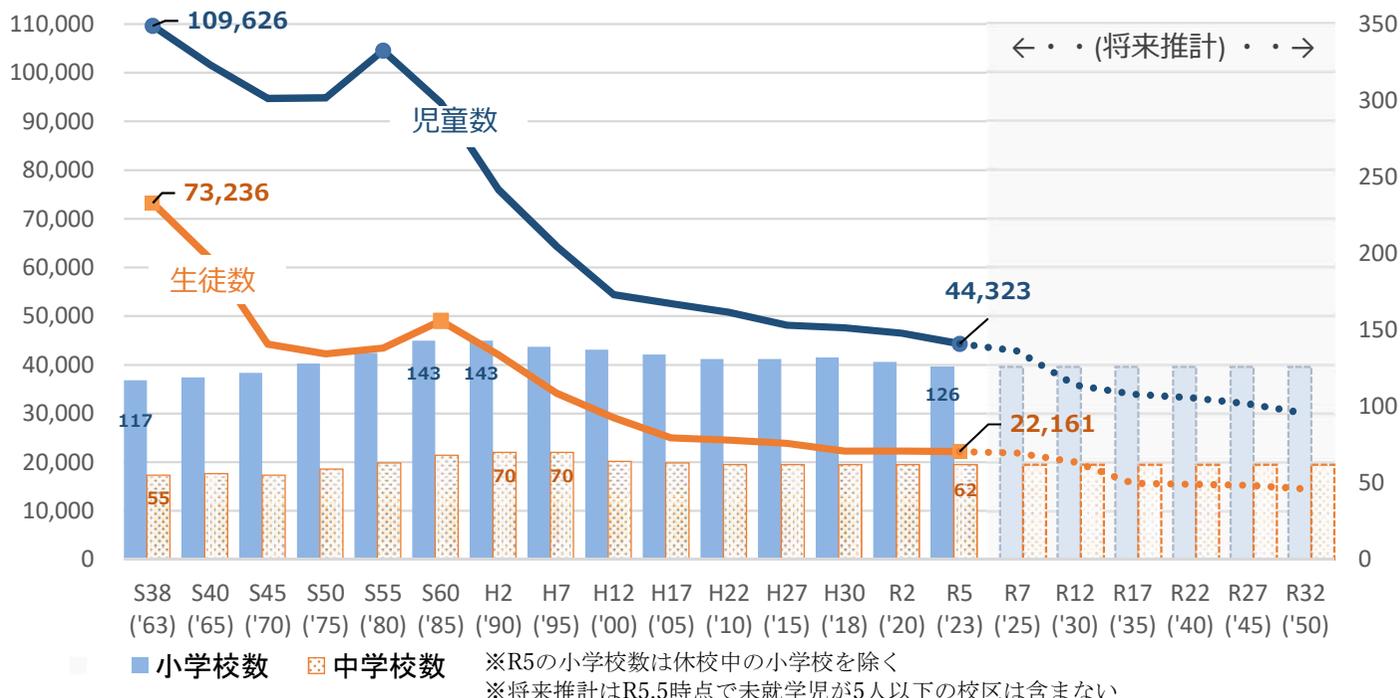
**北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方
(改定版)**

北九州市の現状

【児童生徒数の推移・推計】

児童生徒数は、北九州市制が発足した昭和38年(1963年)をピークに減少傾向をたどり、令和5年(2023年)には児童数は約4万4千人、生徒数は約2万2千人に減少しています。

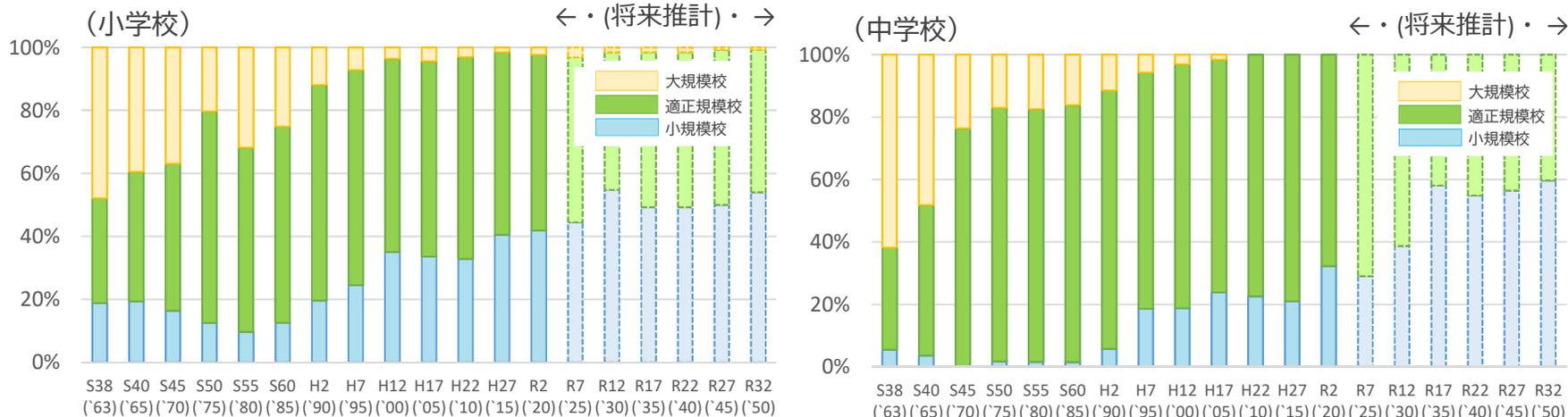
児童生徒数の将来推計では、出生率等の要因がこのまま継続すると仮定すると、令和5年(2023年)に比べ、令和17年(2035年)には約25%減、令和32年(2050年)には約33%減となることが予測されます。



【学校規模の推移・推計】

大規模校の割合は年々減少しています。

また、学校数の減少割合に比べ、児童生徒数の減少割合が大きく、小規模校の割合は増加してきています。



学校規模適正化の考え方

【目的】

「教育環境の整備による教育効果の向上を図る」ことを目的に取組を推進します

義務教育段階の学校では、教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で切磋琢磨することを通じて、思考力や判断力、問題解決能力などを身に付け、心身の成長を促すことが重要であり、こうした教育を十分に行うには、小・中学校では適正な集団規模が確保されていることが必要であると考えます

また、近年、社会・教育環境の変化が進んでいる中で、ICT教育、特別支援教育など、多様な教育ニーズへの対応とともに、教職員の働き方改革への取組が求められています。このような変化にも、柔軟に対応していく必要があります

【取組の視点】

社会・教育環境の変化が進んでいる中

多様な教育ニーズに対応できるよう幅広く学校のあり方を検討します

(以下のことを考慮し総合的に検討)

- 周囲の学校への影響、通学距離や通学路の安全性
- 学校施設の収容能力や施設設備の状況
- 各学校の歴史
- 特別支援教育の体制、特別支援学級の児童生徒への影響
- 小学校の適正化においては、放課後児童クラブへの影響
- クラブ活動や部活動等への影響
- 学校の改修や長寿命化等の状況
- 地域の活動や防災面等、各地域の状況

また、北九州市を取り巻く環境の変化や財政状況、学校の公共施設としてのあり方など、市政全般に係る視点も見据えながら検討します。

学校規模適正化の考え方

【実現すべき教育環境】

学習生活面

- ・ 児童生徒が多様な考え方に触れ、互いに学び合うことができ、新たな人間関係を作る機会が増えるよう、クラス替えができる
- ・ 児童生徒も教職員もお互いに顔が分かり、異学年の交流を含め、関係を築きやすい など

指導体制面

- ・ 学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等を行うことができる
- ・ 小学校における専科指導や中学校での教科担任制を考慮し、複数の教員を配置できる など

学校運営面

- ・ 教職員の経験・教科・特性などに応じたバランスのとれた配置を行うことができ、校務分掌を適切に配分できる
- ・ 緊急対応時や出張時に、教職員同士で適切な支援体制を組むことができる など

【適正な学校規模の考え方】

学校規模	小学校	中学校
小規模校	11学級以下	8学級以下
適正規模校	12～24学級	9～24学級
大規模校	25学級以上	25学級以上

- ✓ 児童生徒が互いに学び合うことができ、人間関係が固定化しないよう **小・中学校ともにクラス替えができる規模**を確保
- ✓ 指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るため、**学年や教科ごとに複数の教員を配置できる規模**（中学校では、特に授業数の多い5科目（国・社・数・理・外）に複数の教科担任を配置できる規模）を確保
- ✓ 児童生徒と教員が互いを理解しやすく信頼関係を築くことができ、教室や施設等の利用が円滑に行えるよう、上限は24学級

学校規模適正化の考え方

【適正化の方法】

「学校統合」「分離新設」「通学区域変更」の3つの方法で適正化を推進します

児童生徒数の将来推計を考慮し、**令和17年時点（約10年後）の学校規模を参考**に、将来的な適正規模の確保を見据えて検討します

- ✓ 児童生徒数の将来推計も踏まえ、小・中学校ともに適正化を検討します
- ✓ 周辺を含めた学校・地域の状況、教育効果面等を考慮し、小中一貫教育校や分校化も検討します
- ✓ 適正化にあわせ、可能な限り他の公共施設や放課後児童クラブ等との複合化を検討します

【学校規模に応じた検討】

小規模校

- **全ての小規模校**について検討します
- 児童生徒数の将来推計を踏まえ、**将来にわたって適正規模を回復することが見込めない場合は学校統合**を検討します
- **複式学級**や**学年単学級**の学校は優先的に検討します
- 学校統合は、小規模校同士の統合に限らず、適正規模校と小規模校の統合など幅広く検討します

大規模校

- 国の分離新設の補助基準である**31学級以上の大規模校**について検討します
- 児童生徒数の将来推計を踏まえ、**31学級以上の状態が長期間継続すると見込まれる場合は検討**します
- 余裕教室の転用やプレハブ教室の設置等での対応が困難な学校は優先的に検討します

学校規模適正化のプロセス

学校規模適正化の検討にあたっては、保護者や地域等の意見を聴きながら、児童生徒の教育環境の改善を中心に据えて推進する必要があります。幅広い意見を聴くことができるよう次の2つの方法で適正化を進めます。

パターン1 【保護者や地域で協議・発案】

Step 1 教育委員会

地域への情報提供

- ▶ 学校の現状、児童生徒数の将来推計、適正化の考え方等

Step 2 保護者・地域

保護者・地域・学校等で話し合い

- ▶ 学校のあり方 等

(仮称)検討会議の設置

- (保護者、地域、学校の代表等で構成)
- ▶ 適正化の方法、スケジュール、学校の形態、校舎位置、通学支援 等

要望書の提出

- ▶ 合意形成後、教育委員会へ要望書を提出

(仮称)開校準備委員会の設置

- (保護者、地域、学校の代表者で構成)
- ▶ 校名、校歌、校章、通学路等を協議

Step 3 適正化の実施

(教育委員会が適宜支援)

パターン2 【教育委員会でたたき台を作成】

Step 1 教育委員会

地域への情報提供

- ▶ 学校の現状、児童生徒数の将来推計、適正化の考え方等

地域等へのヒアリング

- ▶ 検討対象の保護者、地域、学校にヒアリングを実施

適正化のたたき台を作成

Step 2 保護者・地域

意見交換会の実施

- ▶ 「適正化のたたき台」について説明・意見交換

合意形成

- ▶ たたき台の調整を行いながら、合意形成

(仮称)開校準備委員会の設置

- (保護者、地域、学校の代表者で構成)
- ▶ 校名、校歌、校章、通学路等を協議

Step 3 適正化の実施

学校規模適正化に伴う支援・フォロー

【通学路・通学支援】

- 保護者や地域の方々とともに通学路の点検を行い、関係部局や警察等とも連携して通学の安全確保に努めます
- 原則、適正化後の通学距離が3 kmを超える場合は通学支援を行います
- 児童生徒の通学の負担や公共交通機関の整備状況に応じた支援を検討します

【児童生徒への配慮・フォロー】

- 事前に学校行事を通じた交流を行うなど、取組後、スムーズに学校生活を送ることができるように配慮します
- 適正化前後で児童生徒の教育環境、意識等にどのような変化が見られるかをアンケート等により確認し、学校運営及び今後の取組の参考とします

【学校運営のフォロー】

- 取組にあたっては児童生徒の環境の変化に配慮するとともに、円滑な移行と安定した学校運営が行われるよう検討します

【学校跡地の活用】

- まちづくりの視点を取り入れながら民間売却を基本としつつ地域の意見等も参考にしながら、利活用を検討します

児童生徒数の将来推計（更新）

教育委員会では、将来への多様な対応を考えていく際の一つの目安として「市立小・中学校の児童生徒数の将来推計」を算出しています。算出の基礎データである、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」が令和5年12月に更新されたことを踏まえ、児童生徒数の将来推計を更新しました。

【児童生徒数の推移】

	令和5年 (2023年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
児童数	44,323人(100)	34,001人(76.7)	33,219人(75)	30,007人(67.7)
生徒数	22,161人(100)	15,659人(70.7)	15,474人(69.8)	14,485人(65.4)
計	66,484人(100)	49,660人(74.7)	48,693人(73.2)	44,492人(66.9)

※ 表中の()は令和5年を100としたときの指数

【学校規模別学校数の推計】

